

## 【31用語】

石摺（いしずり）…石碑等の文字を紙にすり取ること、又はすり取ったもの  
上地（じょうち）…土地を官（国）に返納すること

採聴（さいちよう）…聞き届けて採択すること

説論（せつゆ）…説きさとすこと、言い聞かせること

書通（しよつう）…書面を送って意を通ずること、文通

先以（まずもって）…まずは、とにもかくにも

神妙（しんみよう）…殊勝、奇特、けなげなこと、感心なこと

別段（べつだん）…格別、とりわけ

有様（ありよう）…ありさま、様子、本当のこと、実情

## 【31解説】

「古碑保存書編」は「古書古器物書類」とともに明治前期に県庶務課編輯係が作成した簿冊であるが、明治十八年（一八八五）編輯係の廃止により新たに古物保存事務を担当した勸業課農商係へ引き継がれ、その後、同二十一年には再び庶務課へ戻されている。

この簿冊には多胡郡池村（高崎市）の多胡碑をはじめ、緑埜郡山名村（高崎市）の金井沢碑・山上碑、甘楽郡小川村（甘楽町）の大日碑（仁治の板碑）、同郡下高尾村（富岡市）の仁治の碑等の保存措置に関する書類や図面等が綴じ込まれている。なかでも本文書は、前掲の山名村二古碑と甘楽郡小川村・下高尾村二古碑の保存方法をめぐる庶務課編輯係から楫取群馬県令や内務省への伺い書であるが、とくに金井沢碑については私有地であったことから、官有地への転移に伴う土地の買い上げ問題が起こっていたことが窺える。